

令和4年度 鴨川市文化財保護審議会

令和4年11月9日 午後1時30分
鴨川市文化財センター 学習室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 会長、副会長の選出

4. 議 件

(1) 鴨川市指定文化財「鏡忍寺阿弥陀如来坐像」の名称変更の要望について

(2) 「日蓮聖人註画讃」(鏡忍寺蔵)の文化財指定の要望について

(3) 鴨川市指定文化財「杉庵山口志道誕生地」の指定範囲について

(4) 鴨川市指定文化財「鏡忍寺向唐門」の維持について

(5) 報告 ①文化財保存活用地域計画の策定について

②千葉県指定文化財「大山寺不動堂」の高欄修繕について

③令和3年度報告及び令和4年度の計画について

5. その他

6. 閉 会

鴨川市文化財保護審議会委員名簿

氏名	住所	分野	備考
渡邊 宏	鴨川市佐野	有形文化財 (建築)	元明石工業高等専門学校教師
松原智美	中野区野方	有形文化財	中野区文化財保護審議委員 美術史家
佐藤恵重	鴨川市江見青木	有形文化財	元安房博物館上席研究員 元長狭中学校長
小谷善親	鴨川市内浦	有形文化財	元小湊小学校長 善龍寺住職
富樫辰也	鴨川市内浦	記念物 (海洋)	千葉大学海洋バイオシステム 研究センター 教授
鎌田直人	鴨川市天津	記念物 (植物)	東京大学大学院農学生命科 附属千葉演習林 林長

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

○鴨川市文化財の保護に関する条例

平成17年2月11日

条例第94号

改正 平成17年6月30日条例第165号 平成31年3月25日条例第13号

目次

第1章 総則(第1条 第3条)

第2章 指定文化財(第4条 第18条)

第3章 選定保存技術(第19条 第23条)

第4章 文化財保護審議会(第24条 第27条)

第5章 補則(第28条)

第6章 罰則(第29条・第30条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)及び千葉県文化財保護条例(昭和30年千葉県条例第8号。以下「県条例」という。)の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、市区域内に存するもののうち重要なものについて、その保存活用のために必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

(財産権等の尊重)

第3条 鴨川市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の施行に当たっては関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第2章 指定文化財

(指定)

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財のうち特に重要と認めるものを鴨川市指定文化財(以下「指定文化財」という。)に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者、

保持者又は権原に基づく占有者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。ただし、当該文化財の所有者等が判明できないときは、この限りでない。

- 3 教育委員会は、第1項の規定による指定をするときは、あらかじめ第24条の規定により設置された鴨川市文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けるものとする。
- 4 第1項の規定による指定は、その旨を教育委員会の指定する場所に告示するとともに、当該文化財の所有者等に通知するものとする。
- 5 第1項の規定による指定は、前項の規定による告示のあった日からその効力を生ずる。
- 6 第1項の規定による指定をしたときは、教育委員会は当該指定文化財の所有者等に指定書を交付しなければならない。

(解除)

第5条 教育委員会は、指定文化財が指定文化財としての価値を著しく失ったと認める場合、又は特別の事由があると認めるときは、その指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による指定の解除には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
- 3 指定文化財について法第27条第1項、第71条第1項、第78条第1項及び第109条第1項の規定による国指定文化財又は県条例第4条第1項、第20条第1項、第26条第1項及び第34条第1項の規定による県文化財としての指定があったときは、当該指定文化財の指定は、解除されたものとする。
- 4 前項の場合には、教育委員会は、速やかにその旨を告示するとともに、当該指定文化財の所有者等に通知しなければならない。
- 5 第2項で準用する前条第4項の規定による指定文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者等は、速やかに指定文化財の指定書を教育委員会に返還しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第6条 指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく鴨川市教育委員会規則(以下「教育委員会規則」という。)及び教育委員会の指示に従い指定文化財を管理しなければならない。

- 2 指定文化財の所有者等は、特別の事情のあるときは、専ら自己に代わり当該指定文化財の管理の責めに任ずべき者(以下「管理責任者」という。)を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者等の変更等)

第7条 指定文化財の所有者等が変更になったときは、新たに所有者となった者等は、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

2 指定文化財の所有者等又は管理者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、損傷等)

第8条 指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者等(管理責任者がある場合は、その者)は、その事実を知った日から10日以内にその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第9条 指定文化財の所在の場所の変更をしようとするときは、所有者等(管理責任者がある場合は、その者)は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理等の補助)

第10条 指定文化財の管理又は修理等に要する経費は、所有者等の負担とする。ただし、教育委員会が必要と認めるとき、市は、当該所有者等に対し予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、教育委員会は、その補助の条件として管理又は修理等に関し必要な事項を指示するとともに、必要があると認めるときは、当該管理又は修理等について指揮監督することができる。

3 教育委員会は、前項に定めるもののほか、補助金の交付目的を達成するために必要な事項について条件を付することができる。

4 第1項の規定による補助金の交付を受ける所有者等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市は、当該補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は当該所有者等に対し既に交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 管理又は修理等に関し、条例又は教育委員会規則に違反したとき。

(2) 補助金の交付を受けた目的以外の目的に補助金を使用したとき。

(3) 第2項の補助の条件に従わなかったとき。

(管理又は修理等に関する勧告)

第11条 指定文化財の管理が適当でないため指定文化財が滅失し、損傷し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、所有者等又は管理責任者に対し、管理方法の改善、記録の

作成、伝承者の養成、修理保存その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

- 2 指定文化財が損傷している場合において、その保存のために必要があると認めるときは、教育委員会は、所有者等に対しその修理について必要な勧告をすることができる。
- 3 前2項の規定による勧告に基づいてする措置に要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。
- 4 前項の規定により市が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第2項から第4項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第12条 指定文化財を修理しようとするときは、所有者等は、あらかじめその旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第10条第1項の規定による補助金の交付又は前条第1項及び第2項の規定による勧告によって修理を行う場合は、この限りでない。

- 2 指定文化財の保護上必要があると認めるときは、教育委員会は、前項の届出に係る修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(現状変更等の制限)

第13条 指定文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、教育委員会規則で定める。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。
- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わないときは、教育委員会は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによって損失を受けた者に対しては、市は、その通常生ずべき損失を補償する。

(環境保全)

第14条 教育委員会は、指定文化財の保全のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によって損失を受けた者に対しては、市は、その損失を予算の範囲内で補償

することができる。

(公開)

第15条 教育委員会は、指定文化財の所有者等に対し、6月以内の期間を限って教育委員会の行う公開の用に供するため指定文化財を公開することを勧告することができる。

2 教育委員会は、指定文化財の所有者等に対し、3月以内の期間を限って当該指定文化財の公開を勧告することができる。

3 第1項の規定による公開のために要する費用は、市の負担とし、前項の規定による公開のために要する費用は、予算の範囲内でその全部又は一部を市の負担とすることができる。

4 市は、第1項の規定により公開した所有者等に対し、給与金を支払うことができる。

5 教育委員会は、第1項の規定により指定文化財が公開されたときは、その職員のうちから指定文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

6 教育委員会は、第2項の規定による公開及び当該公開に係る指定文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

7 第1項又は第2項の規定により公開したことに起因して当該指定文化財が滅失し、又は損傷したときは、市は、所有者に対し通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責めに帰すべき事由によって滅失し、又は損傷した場合は、この限りでない。

(調査)

第16条 教育委員会は、必要があると認めるときは、指定文化財の所有者等又は管理責任者に対し、当該指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第17条 指定文化財の所有者等が変更したときは、新所有者等は、当該指定文化財に関しこの条例に基づいてする教育委員会の勧告、指定その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

(標識等の設置)

第18条 指定文化財の所有者等は、教育委員会の定める基準により指定文化財の管理保存に必要な標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設を設置するものとする。

2 前項の標識等を設置する場合において、その所有者から申し出があったときは、市は当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

第3章 選定保存技術

(選定)

第19条 教育委員会は、市内に存する伝統的な技術又は技能で、文化財の保存のために欠くことのできないもの(法第147条第1項の規定により選定保存技術に選定されたもの及び県条例第40条第1項の規定により千葉県選定保存技術に選定されたものを除く。)のうち市として保存の措置を講ずる必要があるものを鴨川市選定保存技術(以下「選定保存技術」という。)として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第4条第3項から第5項までの規定を準用する。

(解除)

第20条 教育委員会は、選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなった場合、その他特殊な事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 前項の規定による選定の解除には、第4条第3項から第5項の規定を準用する。

3 選定保存技術について法第147条第1項の規定による選定保存技術又は県条例第40条第1項の規定による千葉県選定保存技術としての選定があったときは、当該選定保存技術の選定は、解除されたものとする。

4 前項の選定保存技術の解除には、第5条第4項の規定を準用する。

(保持者の氏名変更等)

第21条 選定保存技術の保持者(以下「保持者」という。)には、第7条第1項及び第2項を準用する。

(保存)

第22条 教育委員会は、選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、市は、保持者又はその保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第10条第2項から第4項までの規定を準用する。

(保存に関する指導又は助言)

第23条 教育委員会は、保持者又はその保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な指導又は助言をすることができる。

第4章 文化財保護審議会

(設置)

第24条 教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議するため、法第190条第1項の規定により鴨川市文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第25条 審議会は、委員7人以内で組織する。

- 2 委員は、識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
- 4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第26条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事)

第27条 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5章 補則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は教育委員会規則で定める。

第6章 罰則

(刑罰)

第29条 指定文化財を故意に損壊し、損傷し、又は隠匿し、滅失し、衰亡するに至らしめた者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

第30条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の鴨川市文化財の保護に関する条例(昭和51年鴨川

市条例第21号)又は天津小湊町文化財の保護に関する条例(昭和47年天津小湊町条例第5号)
(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 この条例の施行の日の前にした行為に対する罰則の適用については、合併前の条例の例によるものとする。

附 則(平成17年6月30日条例第165号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月25日条例第13号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(1) 鴨川市指定文化財「鏡忍寺阿弥陀如来坐像」の名称変更について 【資料1】

1 . 経緯

鴨川市指定文化財「鏡忍寺阿弥陀如来坐像」については、昭和53年3月31日付「鴨川市文化財指定について(第6次答申)」に基づき、昭和53年4月25日付で有形文化財に指定されている。

令和3年、所有者である宗教法人鏡忍寺(代表役員代務者片桐有而)原顕良執事より「阿弥陀如来ではなく釈迦如来でないか」との問い合わせがあった。中尾堯立正大学名誉教授より指摘を受けたとのことで、令和3年5月10日付にて、所有者である宗教法人鏡忍寺(代表役員代務者片桐有而)より、名称変更申請書が提出された。

2 . 詳細

「鏡忍寺阿弥陀如来坐像」の詳細については、【資料1】を参照。

3 . 所見

鏡忍寺原顕良執事、並びに立正大学中尾堯名誉教授より、以下のようなご意見をいただいている。

- ・手印の形は、阿弥陀ではなく釈迦である。
- ・日蓮宗では、教義上、阿弥陀如来像を安置することはない。
- ・鏡忍寺で他の宗派の寺やお堂を合併した記録はない。

松原委員にご確認したところ、以下のようなご意見をいただいた。

- ・指定理由のとおり、後補がみとめられないのであれば、手印は釈迦の可能性が高い。
- ・着衣形式は、中世以降の阿弥陀にはほぼみられないが、釈迦の場合には比較的よくある。
- ・ただし、このような手印と着衣であっても阿弥陀ではない、と断言することは難しい。
- ・鏡忍寺の歴史をふまえて判断する必要がある

○鴨川市指定有形文化財「鏡忍寺阿弥陀如来坐像」

昭和 53 年 4 月 25 日指定 所有者：宗教法人鏡忍寺

資料 1



令和 3 年 6 月 3 日

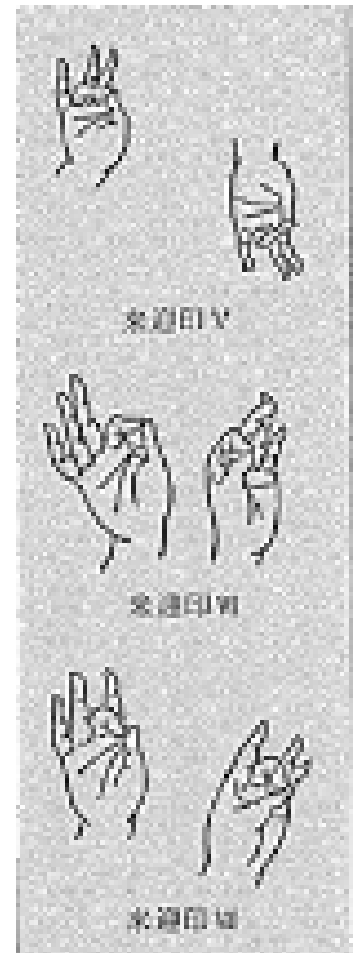
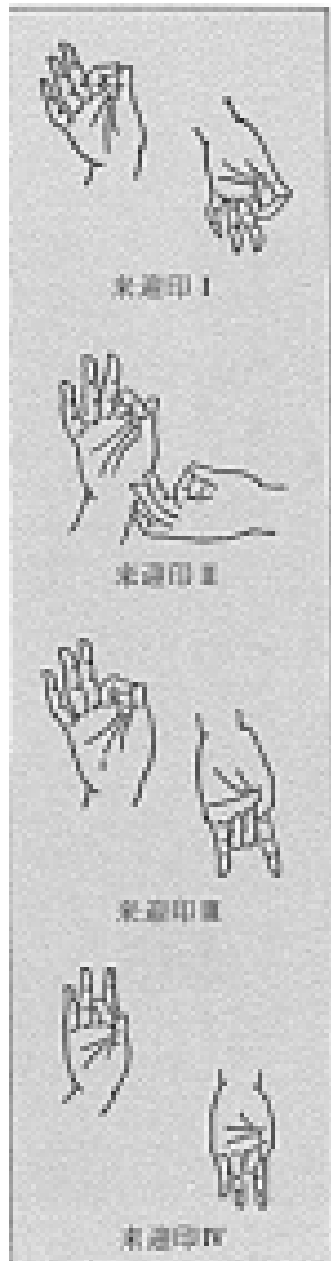
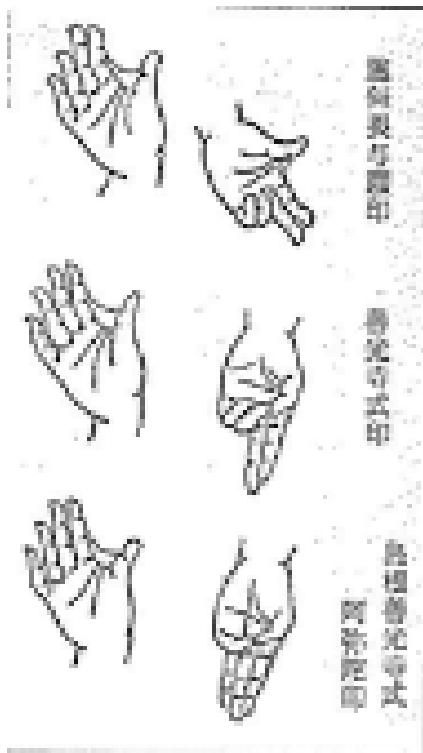
事務局撮影

○昭和 53 年 3 月 31 日付 「鴨川市文化財指定について第 6 次答申」より

・第 21 号 木造阿弥陀如来座像（像高 41 センチ）

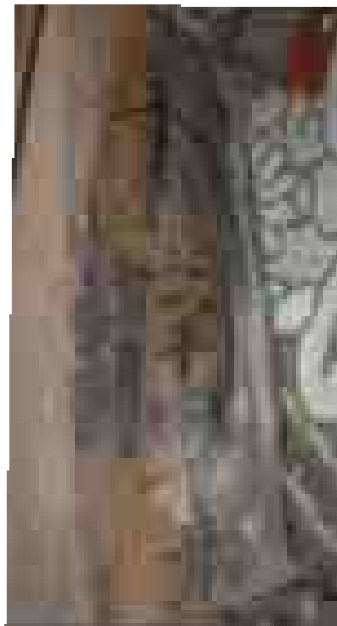
ヒノキ材を用いた寄木造りで内剥ぎを施し漆箔をおす。衲衣をつけ、玉眼で、白毫と肉髻は水晶をはめこんでいる。左手中指に欠損があり、顔面の漆箔等に多少の剥落はあるがなかなかの優作である。

両眼を伏目に造り、丸い頬の線、肩から腕に流れる線、中央がたれさがった髪際などの像容、衣文のあしらいなどからみて、室町時代の本格的な仏師の作と認められる。



《参考》

台座内部



昭和53年3月31日

鴨川市教育委員会 殿

鴨川市文化財審議会
会長 石井



鴨川市文化財指定について第6次答申

さきに諮問された文化財について、資料に基づき、調査、研究、審議の結果、第6次答申として、下記物件を指定することが適当なので、ここに答申する。

記

1. 物件名

第21号 木造阿弥陀如来座像 1 軀

管理者 鏡忍寺

住 所 鴨川市広場1,413

第22号 吉保八幡神社本殿向拝の彫刻（龍・麒麟・手挟
・木鼻の図）9点

管理者 吉保八幡神社

住 所 鴨川市宮~~709~~14253

2. 指定の理由

第21号 木造阿弥陀如来座像
（像高41センチ）

ヒノキ材を用いた寄木造りで内割を施し漆箔をおす。
衲衣をつけ、玉眼で、白毫と肉髻は水晶をはめこんでいる。

左手中指に欠損があり、顔面の漆箔等に多少の剝落はあるがなかなかの優作である。

両眼を伏目に造り、丸い頬の線、肩から腕に流れる線、中央がたれさがつた髪際などや像容、衣文のあしらいなどからみて、室町時代の本格的な仏師の作と認められる。

第22号 吉保八幡神社本殿向拝の彫刻（龍・麒麟・手挟
・木鼻の図）

（ ●龍 130×27 ●麒麟 115×27 ●クス材
●銘文 彫工下打墨住人 武志伊八郎信由作 ）

中央に龍、左右に波に麒麟、龍は胴の湾曲が見事で躍動感にあふれ、玉をつかむ爪も力強く表現されている。

また、伊八独特の波の上を翔る麒麟も軽やかに表現され、手挟の牡丹の彫刻、木鼻の彫刻等、伊八の力量あふれる優作である。

3. 意見

- 指定物件については、管理者に対し、維持・管理・火災・盗難に充分注意されるよう指導されたい。

種別	有形文化財	名称	木造阿彌陀如来座像	員数	1 軀
指定年月日	53 年 4 月 25 日		指定書の 記号番号	鴨文第	2 / 号
所有者等の住所	京都市広場1413		所有者等の 氏名又は名称	鏡忍寺	
<p>指定の理由</p> <p>髪髻 像容 衣文のありかたなどから室町時代の本格的な 仏師の作と認められる</p>					
<p>指定当時の状況</p> <p>左手中指に欠損があり、顔面の漆箔等に多少の剥落はあるが 保存状態は良好</p>					
<p>創造又は創始及沿革</p> <p style="text-align: center;">[Redacted]</p>					
<p>指定後の経過</p>					
<p>その他参考となるべき事項</p> <p>[Redacted] 材を用いた寄木造りに内舎りを施し漆箔を [Redacted] 材、玉眼、白豪と肉髻は水晶をほめこん</p>					

1. 『日蓮聖人註画讃』とは

『日蓮聖人註画讃』は、日蓮の波瀾に富んだ物語を絵で示し物語る5巻の絵巻物である。鎌倉時代以降高僧の伝記絵巻が制作されたが、日蓮聖人の伝絵は確認されておらず、日蓮伝における最初の絵詞伝とされる。日蓮聖人の高德をたたえるためにその伝記を描き、注を加えたものである。誕生から遷化まで一代の聖跡が32項の項目をたてて表され、詞は漢文で書かれている点は、他にあまり例をみない。

原本は、京都本圀寺の僧であった啓運日澄(1441～1510)がまず詞書を作成し、その文脈に沿って絵師某が絵筆を振るった。ただし、その原本は失われており、写本のみが各地に現存している。現存本では、天文5年(1536)制作が確認できる、京都本圀寺所蔵本が最古である。

描かれた三十二景の内容を一覧すると、日蓮聖人の遺文を綿密に参照しながら、各地の所伝を広く探し求め、まとめあげている。特に力点が置かれているのは、日蓮聖人の誕生から始まって、松葉谷・伊豆・小松原・瀧口の四大法難と、遷化の前後の描写で、超越的な霊力をまとう日蓮聖人像を描き上げている。しかも、あまり気取らない構成と表現は、『日蓮聖人註画讃』を広く人々の閲覧に供して、日蓮聖人の伝記に対する関心を促そうとする、筆者の深い意図が窺える。

2. 現存する写本9本

漢文体の詞書

- ・京都本圀寺本 天文5年(1536)
 最古写本。京都府指定文化財
- ・尼崎長遠寺本 天正16年(1588)
 本圀寺本の模本。一部詞書がない箇所がある。尼崎市指定文化財
- 小松原鏡忍寺本 桃山時代 慶長初年(1600年前後)
 本圀寺本の模本。日然(1549～1613)の継目花押がある。
- ・金川妙覚寺本 桃山時代(16世紀末)
 絵の部分のみの模写。詞書省略。日奥(1565～1630)が讃文の切紙を画中に張り込んでいる
- ・鎌倉安国論寺本 江戸時代初期
 本圀寺本より鎌倉に関する場面を抽出。鎌倉市指定文化財
- ・伊豆実成寺本 江戸時代中期(18世紀)
 本圀寺本の模本。全体的に未完成。

仮名交じり文の詞書

- ・京都妙顕寺本 江戸時代中期。元和元年(1615)～寛永14年(1637)間。

本圀寺本の模本。詞書のみ現存

- ・京都妙蓮寺本 江戸時代中期

本圀寺本の模本。

- ・池上本門寺本 江戸時代中期

本圀寺本の模本。

3 . 鏡忍寺本について

絵と詞書は別の料紙に揮毫され、後に両方を貼り合わせて卷子本に仕立てられた。宝永元年(1704)に、鏡忍寺日遵上人によって冊子本5冊に改められている。箱の蓋裏に修造した際の墨書銘があるが、それによると、画師は左京兆で、「註字」は肥後本妙寺開祖(日遙上人、1581~1659)。「詞書」の筆者については不詳である。

各巻の見返と本紙の継目には「小松原日然(花押)」、奥書には「房州小松原 権大僧都日然(花押)」とある。日然上人は、鏡忍寺12代住持で、慶長18年(1613)に65歳で遷化している。日然上人が願主であるとする、慶長のはじめ(1600年前後)に鏡忍寺本は制作されたとみられる。

鏡忍寺本と本圀寺本を比較すると、別本ともいえるほどの増補・改変が加えられている。

詞書には近世的な表現がなされ、いくつかの故事や縁起譚が補われて内容が豊かになっている。文章には修辞法が多用され、和漢の故事が加えられるなど、本圀寺本に比べかなり長文となっている。

堂舎の描写が草屋根から瓦葺きや柿葺に改めるなど、時代的な隔たりを感じさせ、身延山の場面には七面神の影向が描かれるなど全体的に物語性が濃くなっている。風景の描写には唐絵の影響がよく表れ、大和絵に漢画の要素が加わった手法に、桃山時代らしさが感じられる。

鏡忍寺本は一紙も欠けることなく完全に伝来し、彩色も見事に鮮やかである。江戸時代より古い制作で、かつ5巻全巻が完備している例は少なく、本作品は歴史的にも美術的にも貴重である。

[参考文献] 『鏡忍寺本日蓮聖人註画讃』 平成25年 中尾堯監修

『図説日蓮聖人と法華の至宝 第七巻』 平成26年 中尾堯、望月真澄編

『仏像半島 - 房総の美しき仏たち』 平成25年 千葉市美術館

○「日蓮聖人註画贊」鏡忍寺本

所有者：宗教法人鏡忍寺

資料 2



箱書



小松原法難の場面

1. 概要

[市指定第25号 杉庵志道誕生地] 平成4年9月8日指定

所在地 鴨川市寺門135

面積 446.28 m² 碑など公園化しているのは一部

所有者 平野陽一 鴨川市寺門135

管理者 山口志道顕彰会 選任届提出(平成4年9月15日)

2. 記念碑について

大正3年10月21日に、安川文時・永井久松氏らによって建立。ただし、碑文の日付は、3月となっている。

石碑本体は、高さ228 cm、幅61 cm、厚さ17.5 cm。

旧基部は、高さ37 cm、幅130 cm、厚さ90 cm。

土台は高さ98 cm、幅196 cm、厚さ173 cm。全体で3 m50 cmを超える。

撰文は吉田謹璽。書は諸井春畦。石工の記載はない。

・吉田謹璽 よしだきんじ

嘉永3年(1850)～大正3年(1914)。貝渚村生まれ。

明治11年(1878)に香取郡長となり、明治14年からは安房・平・朝夷・長狭郡長となって明治28年まで勤めた。退任後は、安房銀行、安房農会、千葉県農工銀行、安房電灯などの設立に関与。明治43年、家を長子に譲り、館山北条に分家した。

・諸井春畦 もろいしゅんけい

慶応2年(1866)～大正8年(1919)。諱は直行、字は習郷、通称は時三郎。春畦は号。

武蔵国児玉郡本庄宿(現在の埼玉県本庄市)生まれ。明治期から大正期にかけての実業家、書家。兄は秩父セメント会社の創設者。(渋沢栄一とは親類関係に当たる)

楷書・隸書を得意とし、力強く潤いのある整然とした書風、と評されている。

【参考】山口志道顕彰会

史跡指定、誕生地の碑の修復保存、没後150年祭の実施を目的として平成4年4月に設立。

当時の代表者 永井利一(北風原928) 当時の会員数43名

存命者は、平野氏、郷土史研究会前会長他数名のみで、現状、会としての活動はない。

なお、顕彰会は管理者となっただけではなく、所有者・平野氏と、碑の基礎部分の土地について、無償無期限の維持管理・賃貸契約を交わしている。



大正 3 年・除幕式の際と思われる写真

記念碑 碑文

(正面)

杉庵山口志道翁誕生地

(裏)

翁以明和二年乙酉生子安房之◇尾邨從荷田訓之学旁吉儒釋其志在明古道贊皇獻
家藏太古瓊籍此遂悟言靈之妙著水穗傳七卷天保中遊京師普紳多執贄

仁考天皇名進譜古事記 光格上皇賜階前之梅花一枝翁感位詠長歌上又宸題

於道應千歲人六字以賜之嗚呼翁之風神萬古不枝矣夫布衣而為帝師道與志合丈夫
遭遇莫以尚馬王室中興之業豈無發機乎此裁翁壯歲出鄉餘韻罕傳故居址今属永井
氏項者鄉人胥謀立石于此以表德地主為割一區衆囑余文謏劣何當顧余係姻戚義不
可辭也銘日 被褐懷王 道合神人 恩賜梅花 餘香千春

發神之地 情有攸寄 過者式之 是王者師

大正三年春三月

從六位 吉田謹爾撰 春畦諸井時書

1. 概要

[市指定第23号 鏡忍寺向唐門] 昭和53年7月24日指定

所在地 鴨川市広場1413

所有者 鏡忍寺

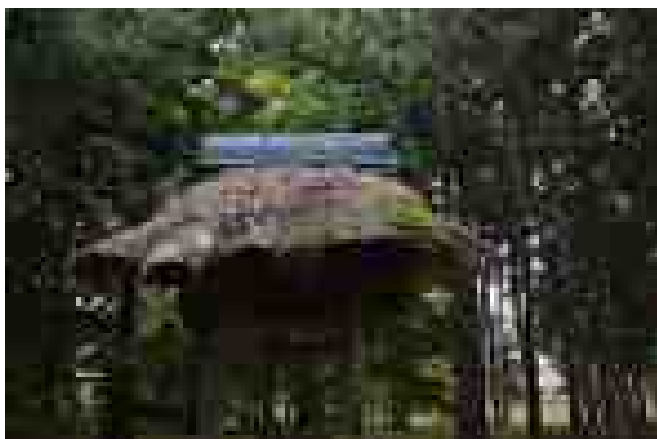
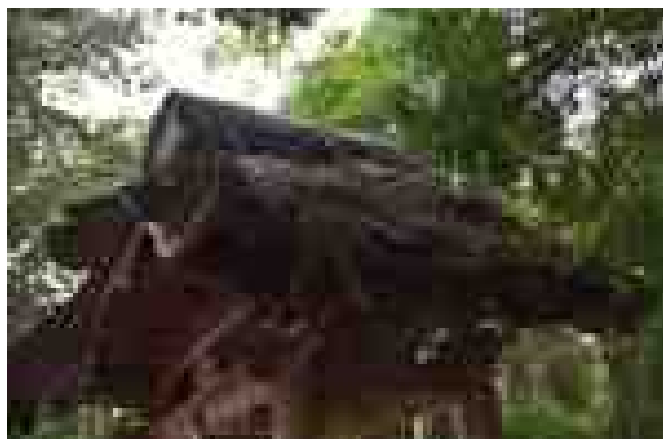
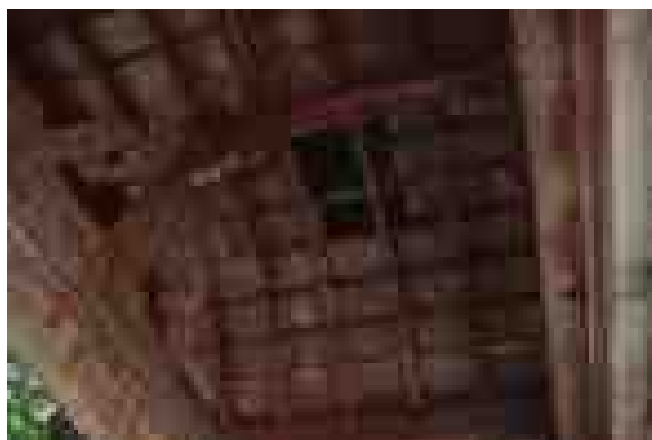
建築年代 不明。棟札等がなく、創建以来3度移築されたと伝わる。現在地に移されたのは昭和38年。

2. 経緯

令和3年、所有者である宗教法人鏡忍寺(代表役員代務者片桐有而)原顕良執事より、向唐門について、現状では、救急車が門を通れず、またかなり傷んできているので、移築・解体含めて相談があった。

令和3年4月7日、渡邊委員と職員2名にて、向唐門の状況を視察。周囲の木の枝が屋根にかかっており、修復をするなら、周辺環境整備を含めて実施すべきとのご意見をいただいた。

令和4年10月末、原執事より修復のおおよその見積が出たとの連絡があり、屋根の茅部分で200~300万、屋根の下地で500万、全体で1,000万近くかかるとの話であった。それだけの費用をかけられないので、解体したい意向を伝えられた。



(5) 報告

①文化財保存活用地域計画の策定について 【資料5】

・各市町村において取り組んでいく目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関するアクション・プラン

※本制度における「文化財」は指定・未指定を問わない

・令和4年7月現在、全国で78市町村が認定されている。千葉県内では、銚子市、我孫子市、富里市が策定済み。千葉市、佐倉市など9市町が策定中。

・今後、内容を協議するための策定協議会を立ち上げる。なお、文化財保護審議会への意見聴取が必須となっている

・令和6年12月の認定を予定

②県指定「大山寺不動堂」の高欄修繕について 【資料6】

・令和3年 北側石段と高欄修繕 (11/7届出、2/15完了届)

・令和4年 南西側高欄修繕 (2/22届出、4/19完了届)

東側高欄修繕 (8/23届出、3月末完了予定)

③令和3年度報告及び令和4年度の計画について 【資料7】

・記念物100年展参加事業「鴨川の記念物パネル」展の開催

多くの方へ記念物の魅力を改めて知ってもらうことを目的とし、文化庁が作成したパネルに、鴨川市の記念物20件を加え、パネル展を実施しました。

期間 令和4年3月5日～3月31日 計23日間

来館者 199名

来館者には、文化財カード(鯛の浦タイ生息地)を配布

・市指定「善覚寺の近世文書」解説板の整備について 【資料8】

令和3年11月19日 工事完了

・県指定史跡「古泉千櫓誕生地」の環境整備について 【資料9】

これまで管理を担ってきた市内在住の所有者が亡くなり、市外在住者が継承した。前所有者より高齢で、管理が行き届かなくなっていたことから、草刈りについて細野地区より相談があった。

所有者を含め協議・調整の結果、令和3年9月14日より、地元の有志ボランティアが年2回(不定期)の予定で草刈りを実施している。

・新型コロナウイルス感染防止による無形民俗文化財の中止について

令和3年度及び令和4年度において、各地の祭礼が開催中止となったため、9月の大浦の担ぎ屋台巡行・吉保八幡のやぶさめ、10月の和泉の三役、いずれも開催中止。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響による祭礼の中止は、令和2年度からの3ヶ年となり、和泉の三役については、令和元年度も台風被害による自粛のため奉納が中止となっている。

・令和3年 北側石段と高欄修繕

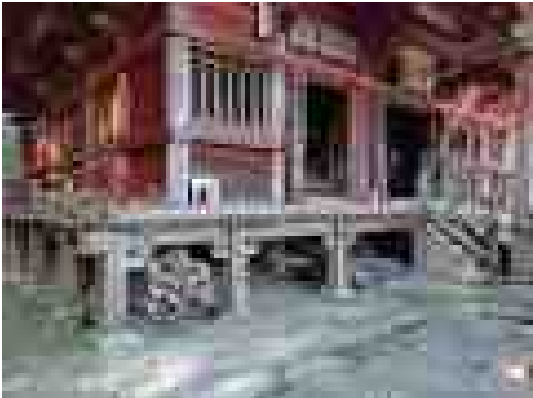


前

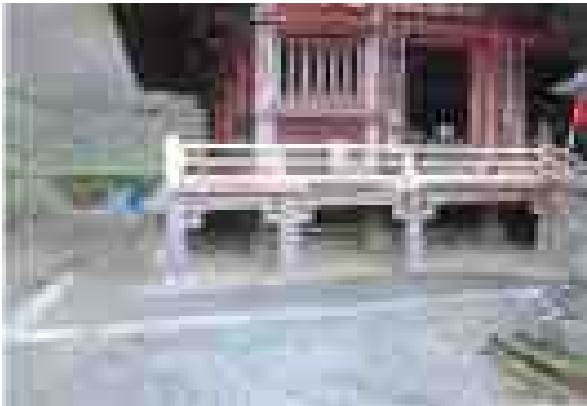


後

・令和4年 南西側高欄修繕

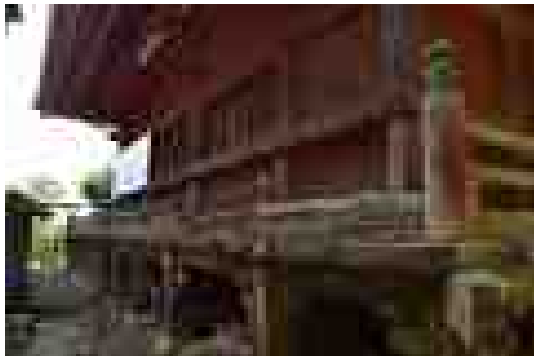
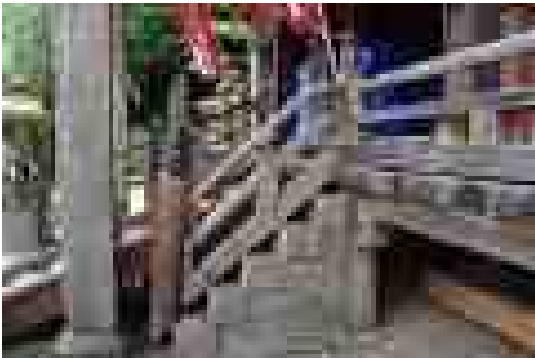
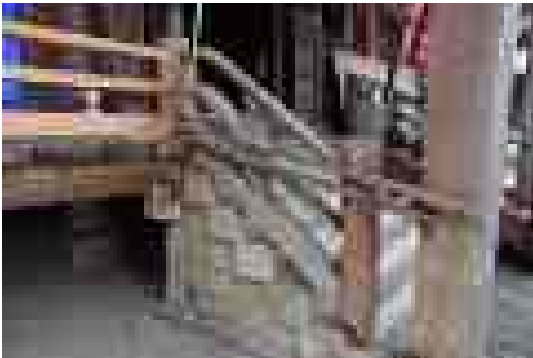


前



後

・東側高欄修繕



資料 7

- ・ 記念物 100 年展参加事業「鴨川の記念物パネル」展の開催



資料 8

- ・ 「善覚寺の近世文書」解説板



修繕前



修繕後

資料 9

- ・ 県指定史跡「古泉千櫓誕生地」の環境整備



前



後

令和 3 年 9 月 14 日